

2021年12月8日

須増 伸子

1 気候変動対策について

国連 IPCC「1.5 度特別報告書」は、2030 年までに大気中への CO₂の排出を 2010 年比で 45%削減し、2050 年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して 1.5 度までに抑え込むことができないことを、明らかにしました。先月イギリスグラスゴーで開かれた COP26 でも、世界全体の CO₂排出量を 45%削減する必要があることが確認され、今後 10 年間の取組が重要という意味で「決定的な 10 年間」だとし、各国に「加速した行動」を求めました。その結果各国に 2022 年末までに目標を再検討し強化するよう求めました。

この COP26 について、カーボンゼロへの決意をしている知事において、どのように受け止めておられるのかお示してください。

また、本県では、岡山県地球温暖化防止行動計画で、2030 年度の温室効果ガスの排出削減目標を 2013 年度比で 17.7%としています。COP26 をうけ、ただちに排出削減目標を引き上げ、全面的で具体的な行動計画とすることが必要と考えますが、県独自の気候非常事態宣言の必要性も含め、知事のお考えをお示してください。

知事

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

気候変動対策についてのご質問であります。

まず、COP26 についてであります。会議では産業革命前と比べて気温上昇を 1.5 度以内に抑える努力を追求することを再確認し、現時点で、150 カ国以上がカーボンニュートラルを宣言するなど、世界の気候変動対策の加速化に一定の成果があったものと認識しております。

次に、岡山県地球温暖化防止行動計画等についてであります。来年度、見直す計画において、国の計画を踏まえた削減目標を設定し、幅広い分野での具体的な取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

また、現時点で県として気候非常事態宣言を行うことは考えておりませんが、気候変動の影響を可能な限り抑えることの重要性について、引き続き、様々な機会を捉えて県民の皆様にお伝えしてまいりたいと存じます。以上でございます。

須増議員

知事ありがとうございました。気候変動問題は人類全体の課題です。持続可能な地球を目指して全面的に取り組んで頂きたいと改めて要望致します。

2 新型コロナウイルス感染症について

①オミクロン株

世界保健機構が「最も高い警戒を」と訴えているオミクロン株の感染拡大にそなえ、医療・検査体制の確立を一気に進めることが大切と考えます。まず、この新しい変異株への備えについて県としてどう考えているのかお示してください。

②検査の充実を

PCR 検査の充実について私たち会派として何度も求めてきたところですが、改めて、感染急拡大の懸念が高まる中、PCR 検査の抜本的な拡充と、オミクロン株を検出するためのゲノム解析を全例で実施することが大切と考えますが、保健福祉部長のお考えをお示してください。

また、岡山県ではこの秋、人口十万人比の感染者数が全国一位という数字が続いていました。8割の人がワクチンを打っている状況で、ブレイクスルー感染しても症状が出にくくなっています。無症状感染が一定程度ある中で、高齢者施設や障がい者施設、医療機関、保育園などの感染拡大や重症化しやすいハイリスクな方への対策を怠ると思わぬクラスターが発生し、医療の逼迫を招くと指摘されています。ハイリスクな方への定期的なスクリーニング PCR 検査を広く実施することが必要と考えますが保健福祉部長のお考えをお示してください。

③検診の受診控え対策を

コロナ禍により病院への受診や検診の受診控えがおこり、2020 年のがん検診の受診率は前年よりも 30.5 パーセントも減少していました。早い段階で「がん」を発見するチャンスが失われた方が出ている可能性があります。また特定健診はもともと低いにもかかわらず、さらに減少していると思われる。生活習慣病や「がん」に関することは後回しにしてはいけない命にかかわる問題です。特別に啓発活動を強め、特定健診・がん検診の受診率を向上する手立てが必要と考えます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

④保険薬局を無料低額診療事業の対象へ

コロナ禍で、収入が激減し生活困窮に陥っている人が増える中、無料低額診療事業は、生活に困っている人々の命綱となっています。実際に「無料低額診療」を利用する患者がコロナ禍で前年のおよそ 1.3 倍に増加しています。医療現場では具合が悪くても医療費が払えず困っている人が、潜在的に増えているのではないかと危機感を抱いています。現在、無料低額診療事業は、保険薬局が対象となっていないため、薬代は自己負担となります。糖尿病や慢性疾患、がん治療など長期にわたり服薬が必要な患者にとっては、深刻な問題となります。市町村で実施しているところもありますが、県としても支援をすべきと考えます。国への要望を含め、保健福祉部長のお考えをお示してください。

⑤障がい者の就労支援を実施している事業所について

障害のある方の就労支援を実施している事業所について、「緊急新型コロナの影響による A 型事業所の状況調査」(NPO法人障害者就労支援 A 型事業所全国協議会)をみると、生産活動の受注・売り上げについて、「影響があった」が70.4%・「受注が減った」が62.1%など深刻な影響を受けています。

そんな中、給付費や雇用調整助成金の活用など、各事業所は大変な努力をしてこられました。しかし、家賃・設備維持費などについては担保されず、生産活動収入は落ち込み、事業経営に大きなダメージをうけています。さらに、B 型事業所では、国の支援の要件が厳しすぎ、支援額も不十分であることとあわせ、「雇用調整助成金」の対象にならず厳しい実態があります。

生産性が落ちれば報酬も減る仕組みとなっている現在の B 型事業所の制度設計では、続かない事業所が出てきます。効率を優先するあまり、利用者がストレスを感じ病気が悪化するという本末転

倒なことも起こっています。このような生産性で報酬が変動する制度について見直しを国に求めるべきと考えますが、知事のお考えをお示してください。

また就労支援事業所の経営難や経営破綻は、障害者のくらしに直結しており、行政の支援が欠かせません。まず、就労支援事業所のコロナの影響の実態を把握したうえで、事業所への必要な支援が求められます。また、利用者に対する心のケアと、利用者への個別の所得補償や生活支援も求められます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症についてのご質問であります。

まず、オミクロン株についてであります。重篤度への影響など不明な点も多いものの、感染性の高さやワクチン効果を弱める可能性が指摘されており、強い危機感を持っております。

このため、国内外の感染状況等を注視するとともに、今後の感染拡大に備え、必要な病床や宿泊療養施設の確保、中和抗体薬の早期投与体制の構築等に努めてまいりたいと存じます。

次に、障害者就労支援事業のうち制度の見直しについてであります。本年4月のB型事業所の基本報酬見直しでは、従来の仕組みに加え、地域住民等との協働やピアサポートによる支援等を行う事業者を評価する仕組みが新たに導入されたところであります。

この見直しが、適切な事業運営につながるものとなっているかどうか継続して検証するよう、国に求めているところであります。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

まず、検査の充実のうちPCR検査の拡充等についてであります。引き続き、感染者と接触した可能性のある方を幅広く検査対象とすることにより、感染拡大防止を図ってまいりたいと存じます。

また、オミクロン株の監視体制を強化するため、今月3日から、原則として、全ての感染経路でゲノム解析を実施することとしたところであります。

次に、ハイリスクな方への検査についてであります。感染拡大時には、高齢施設等でのクラスター発生が、医療の逼迫を招くことから、今年5月から10月にかけて、従事者を対象とした定期的なPCR検査を実施したところであります。

今後とも、感染状況等に応じて、その実施を検討するとともに、感染管理の専門家による研修などにより、日常的な感染予防対策の徹底を図ってまいりたいと存じます。

次に、検診の受診控え対策についてであります。コロナ渦であっても特定健診・がん検診の受診は重要であることや、検診会場は感染防止対策が行われていることなどを愛育委員会や保険者協議会等と連携しながら啓発等を行い、受診率の向上に向けて取り組んでいるところであり、今後もあらゆる機会を通じて、検診の重要性を呼びかけてまいりたいと存じます。

次に、無料低額診療事業についてであります。この事業は、診療施設が、低所得者等に対して無料または低額な料金で診療等を行う事業であり、保険薬局を対象とするかどうかについて、国において検討されていると承知しており、県としての支援は考えておりませんが、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、障害者就労支援事業のうち事業所等への支援についてであります。新型コロナの影響を確認したところ、新たな生産活動への転換等により収益を確保する事業所がある一方、受注の減少等により、収入が減少している事業所も見られたとのこと。

このため、関係団体等と連携し、事業所での利用者支援体制の充実を促すとともに、これまでの取組に加え、国の経済対策で示された生産活動拡大支援の取組により、工賃向上や生活支援につなげてまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ご答弁ありがとうございます。まず検査の充実についてなんですけれども、この夏は高齢者施設実施して頂いたということだったのですけれども、やはりハイリスクの方がいらっしゃる場所における封じ込めが成功できれば、感染力がかなり強いオミクロン株であっても医療のひっ迫をぐっと抑えることができる。ここがキモじゃないかと思うのですけれども、そのために施設も拡大し徹底的にやっていただくという決意をお聞かせいただきたいのですけれどもいかがですか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。高齢者施設などでの封じ込めが非常に大事なのではないかと、ことだと思えます。ご指摘の通りだと思います。波が第5波が終わって以降もパラパラと、そういった施設で感染者が出ていましたけれども、そういったときに幅広く同じクラスの方からに限らず、学年の方も含めて幅広く検査をさせていただいてございます。これは、やっぱり感染の初期をきちっと止めることが大事だということはおっしゃる通りだと思いますので、同じ施設のなか、あるいはそのご家族とか接触の状況と、濃厚接触調査を保健所の方できちっとさせていただいたうえで、少し幅広に検査をきちっと進めていく。これは保健所設置市とも連携してそういった取り組みを促してまいりたいと思っております。

須増議員

保健所設置市と連携してともお話あったのですけれども、やはり岡山市とかの対応は若干違うように感じていまして、やはり高齢者施設を広く面にとらえて、実施すると県はおっしゃっているのですけれども、そうはなっていない事情もいくつか聞いていまして、なんかいつまでもぐずぐず続いていた時期に、本当にその矛盾が浮き出ているのではないかと考えています。もっと強く指導して頂きたいのですけれども、いかがですか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。保健所設置市に対して強い指導をとということだと思います。県と設置市が指導する側、される側の関係にはなっていない前提ではあるのですけれども、一方で今回のこのオミクロン株の状況だとかですね、前提がこれまでとは変わってきているのは事実ですので、他の国の状況、日本全体の状況、そして県内全体の状況を含めて、保健所設置市含めて、情報を共有した上で、必要な対応を保健所長とも連携しながら進めて参りたいと思っております。

須増議員

ありがとうございます。障害者の A 型、B 型色々な就労支援の事業、本当に大事だと思っています。知事もご存じのように岡山県は悪しき A 型の倉敷の障害者大量解雇という事件もありまして、二度と障害者が解雇されたり、路頭に迷うことがないように取り組みがとても大事だと思っています。

現在 B 型事業所で特別今回取り上げたのは、いまの制度設計が、あの悪しき A 型以降、だいぶ改正されまして、生産性や工賃を引き上げていくということを重視するあまり、生産性が上がったところほど報酬があがるという仕組みになったために、利用者にも大変負担がかかって、一週間のうち 3 日出ていく人たちが、5 日出てきてほしいと言われて、それだったら続かないので退所せざるを得ない、施設に行けないというような人たちが出たりしているんです。本当に本末転倒なことが起こっていると思うので、そのあたり見極めたいとおっしゃってくださったのですけれども、改めてしっかり国にも要望して頂きたいと思うわけですからどうか。

知事

実際、生産性を上げて賃金を上げていく。これは障害者施設ならずとも日本全体の課題でありまして、生産性をあげようと色々な工夫をする中で、まったくストレスフリーというのは実際難しい。それが行き過ぎるとよくないということで、新しい仕組みを入れてみて、それがどのように推移するのか見極める、非常に大事なことだと思っています。

先ほど答弁しましたように、きちんと見極めていくように求めているところでありまして、ぜひその推移見ていきたいと思えます。

須増議員

知事ありがとうございます。B 型は A 型より、より重度な障害のある方が通っておられる場所ですので是非ともそういう福祉の部分での役割も重視して頂きたいと改めて要望致します。

3、子どもの心と体の健康について

文科省は、2020 年度に不登校だった小中学生が全国で 19 万 6127 人にのぼったことを発表しました。不登校は 8 年連続で増加し、1966 年度の統計開始以来過去最多で、過去最多の更新は 4 年連続です。また、18 歳以下の自殺も増えています。岡山県では 2020 年の数字で、小中高校生 3474 人が不登校となっています。高校・中学は、若干減っていますが、小学生は、過去最高の数字となっています。不登校児童生徒数の増加の背景には新型コロナの影響とともに、「生きづらさの低年齢化」があるのではないかと考えます。「不登校はどの子にも起こりうるもので、不登校は問題行動ではない。」と文科省も言っています。不登校はこころと健康のバロメーターであり、SOS の信号だととらえることがとても大切ではないでしょうか。行政が危機感を持って対応することが必要と考えます。そこで、いくつかの点について質問します。

①不登校と一言と言っても様々な事情が個々にあると思えます。

不登校の理由についての学校調査と本人の認識についてギャップがあることが、文科省の調査で明らかとなっています。調査では 2019 年度に不登校だった小学 6 年生と中学 2 年生に聞いています。(調査時期は 2020 年 12 月)「学校へ行きづらいつ感じ始めたきっかけ」(複数回答)について聞いたところ、小学生の回答でもっとも多かったのが「先生のこと」(29.7%)。中学生では「身体の不調」(32.6%)がもっとも多く、「先生のこと」(27.5%)は 3 番目に多い回答でした。

一方、学校が児童生徒の「不登校の要因」を回答した2019年度児童生徒の問題行動等の調査では、不登校の要因として「教職員との関係をめぐる問題」を選んだのは小学校で4.5%、中学校で2.3%にとどまりました。認識に開きが見られたのは「いじめ」も同様です。本人への調査では、不登校のきっかけとして「いじめや嫌がらせがあった」と回答したのは小学生で25.2%、中学生で25.5%。一方、学校が回答した調査では「いじめ」が不登校の要因になった者は、0.5%。全14項目中で最下位です。文科省は「両調査は単純に比較できるものではない」と指摘したうえで「認識差は大きく、学校現場では不登校をした本人の実感を知ってもらえれば」との見解を示しています。

このことから、県教育委員会として、子どもたち本人から不登校の実態調査を実施する必要があると考えます。ギャップを埋めなくては、正しい対応ができないのではないのでしょうか。この認識の差についてどう考えますか。また、子ども本人への調査を実施し、不登校支援のあり方について再考する必要があるのではないかと考えます。教育長のお考えをお示してください。

②さらに、教師もこの二年間は変則的なコロナ対応の中、余裕がなくなっている実態があるのではないのでしょうか。とくに、正規の先生不足、講師不足で、担任が配置できないようなクラスや授業に穴が開く事態があってはなさらずです。今年度、本来配置されるべき代員が措置されていない教員数をお示してください。また、多くの支援員を配置された努力はあったと思いますが、やはり正規の先生を抜本的に増やしていく手立てが必要と考えます。併せて教育長のお考えをお示してください。

③学習支援等

岡山市は生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給世帯やひとり親等の不登校傾向のある子どもに対し、家庭訪問やタブレットを使ったリモートによる子どもの学びと生活習慣事業「まなさぼ」を今年度から実施しています。私は、先日、市がその事業を委託しているNPO法人の取り組みを、視察してきました。

当事者からの申請で、まず家庭訪問を行い、子どもの状況に合わせて学習支援を無料でサポートされており、60人の定員がすぐにいっぱいとなり90人に拡大されたそうです。その中でも、「学校の授業についていけない」というものだけでなく、「父親からの暴力の可能性のある家庭」「母親に障害があり、ヤングケアラー状態で学校にいけない」など、訪問すれば家族の複合的な問題が見えてくるそうです。そして、子どもと保護者の両方に寄り添い相談に乗らなければならないのが実態だといわれていました。そして、学習教材として、教材アプリの入ったタブレット端末を無料で貸し出し、リモートで日々の学習支援や相談に乗っているということでした。このNPO法人は、もともと、不登校と引きこもりの子どもたちの支援を20年以上実施して子どもたちの居場所づくりや、学習支援を続け実績を上げてきたところで、その経験を生かした事業として大変重要な活動をされていると感じました。

県としても、岡山市の取り組みを参考に、生活困窮者自立支援法のもと学習支援等の取り組みを県下に進める努力が必要と考えます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

④出席扱い

また、そこでの話の中で、「こどもたちは、学校にいけない時間は、自分を責めている。学校が休みの日は、不登校の子どもたちも気持ちが悪くなる、ICTを活用して学習を進められる不登校児童を出席扱いとできるかどうかで、子どもたちの意欲やその後の活動にもとても影響することが分かった。文科省も条件はあるものの認めていく方向を出している」と話されましたが、現実には、認めてもらえない実態もあるとのことでした。不登校の子どもたちが増える中、自宅においてICT等を活用した学習活動を出席扱いにできるように県としても対応していただきたいと考えますが教育長の

お考えをお示してください。

⑤NPO

倉敷市の居場所づくりを頑張っている NPO 法人では、学校のスクールカウンセラーから不登校の子どもへの対応について支援の相談の依頼が増えており、家庭訪問を行い具体的な支援を行っているとのことでした。

現在県では、「長期欠席・不登校対策スタンダード」できめ細かい対応や、別室登校などで一定の効果을あげていると思います。同時にそれだけでは対応しきれない状況があり、教育委員会や学校のみだけでは解決できない状況が広がっていると考えます。フリースクールや自主的に居場所づくりで学習支援をしているNPO法人ともっと連携していくべきと考えますが教育長のお考えをお示してください。

また、県下には、困難を抱え、行き場を失っている子どもへの自主的な支援として、子ども食堂や居場所づくり、学習支援に加えて、最近では食糧支援などの活動も広がっています。NPO法人の活動に対し、学校からの依頼であっても、行政からの財政的な支援は一円もなく、スタッフはアルバイトをしながら活動を支えているということでした。学校だけで支えられない子どもたちを民間の力で支えていくときにせめてその活動への助成制度が必要と考えます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

⑥子どもの見守り強化

現在、国では、新型コロナウイルスの影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっているとして、子どもの見守り強化に取り組む市町村への支援として見守り活動を行う民間団体等への補助金制度も設けています。しかし、県下の実施市町村は二つと限られています。居場所づくりを支えていくために県としてもこの事業への支援を強化し、取組を広げていただきたいと考えます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

教育長

お答えいたします。子どもの心と体の健康についてのご質問であります。

まず、不登校の理由のうち認識の差についてであります。2つの調査は、調査対象や調査方法が異なる上、学校へ行きづらいつ感じ始めたきっかけと、不登校要因という調査項目の違いがあるため、単純に比較することは出来ませんが、不登校のきっかけについては、本人と学校の認識に差がある場合もあると考えており、不登校の要因や背景が多様化・複雑化する中で、各学校では本人と関わり、現在の状況や支援ニーズの把握に努めているところであります。

次に、調査等についてであります。本人と学校との認識の差がある場合も考慮しつつ、不登校の要因を十分に見極める必要があると考えております。

現在、各学校では支援対象者リストを作成し、個々の欠席状況や生活の様子等を把握し、家庭や専門家との連携を密に図りながら、対応のあり方を検討していることから、調査の実施までは考えておりませんが、引き続き一人ひとりの状況に応じた支援の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、担任の対置等についてであります。今年度、代員の措置が遅れた教員総数は分かりませんが、随時配置に努めた結果、12月1日時点で本来配置されるべき代員が措置できていない教員数は、小中学校で37人となっております。

また、正規教員の割合については、これまでの新規教員の積極的採用や、退職者への働きかけによる再任用の増加により、段階的に増やしてきたところでありますが、将来の児童生徒数の減少等

を踏まえながら、今後も適切に対応してまいりたいと存じます。

次に、出席扱いについてであります。不登校の児童生徒が自宅で行う ICT 等を活用した学習活動に対しては、円滑な学校復帰が可能となるよう、計画的に実施されることや、家庭訪問等による対面指導が適切に行われることなど、一定の要件を満たした場合において、指導要録上出席扱いにできることとなっております。

本件においても、ICT を活用した不登校対策の実践研究を始めており、他県の取組も参考にしながら、さらに研究を進めてまいりたいと存じます。

次に、連携についてであります。これまで県教委では、フリースクールや NPO 法人の方々には、県内 3 会場での不登校親の会との意見交換会に参加いただくなど、連携を図っているところであり、市町村教委が運営する教育支援センターや不登校児童生徒を受け入れている学校とも連携しているところであります。

今後も、こうした取組により、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、個に応じた幅広い支援に努めてまいります。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

まず、学習支援等についてであります。お話の岡山市を含め、県内では 6 市が生活困窮者自立支援法に基づいて子どもの学習・生活支援事業を実施している一方で、支援の担い手確保などの課題から、未実施の自治体もみられるところであります。

引き続き、市町村に対して、先行事例の紹介など、情報提供や助言を行い、この事業の積極的な活用を働きかけてまいりたいと存じます。

次に、NPO のうち、支援についてであります。県では、民間団体等の活動を直接助成する仕組みはありませんが、市町村を通じて、子ども食堂などの立ち上げを行う民間団体等へ助成を行っているところであります。

今後とも、民間団体等による自主的な活動が県内に広がるよう、引き続き市町村への助言や情報提供に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、子どもの見守り強化についてであります。民間団体等による活動は、市町村における子どもの見守り体制を補完できる可能性があるかと認識しております。

お話の補助制度が、市町村の実情に合わせて、さらに活用されるよう、引き続き周知を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。まず子どもの調査の認識の差が、ギャップがありますねということなのですが、調査の仕方の違いもあることはわかっているわけなのですが、やはりその傾向を理解するという意味でとても大事なのではないかと思うんです。

文科省がおこなった本人への調査は無記名で全体に郵送で送って、学校を通さずに送り届けるというやり方で、より正確に傾向が出ているんじゃないかと思えます。そういう傾向を掴むということでは

必要じゃないかと感じるんですけども、教育委員会としてのイニシアチブが必要じゃないかと思うのですけれどもいかがですか。

教育長

教育委員会としてももう少しイニシアチブを発揮してはどうかということですが、先ほど申しましたけれども、この二つの調査、一つは問題行動等調査、これは当然全部の学校に対して聞いているわけで、当然対象となるのは全部の学校に來れていない生徒と言う事になりますけれども、お話のもう一つの調査の方は、前年度に不登校であったうち、学校に登校できているもの、あるいは支援センターに登校できているもの、つまりずっと継続して不登校であったお子さんたちには調査ができていないという状況もあります。でありますので、我々といたしましては、県教委としましては、つまり全部の子どもがどういう状況であるのかというをきちんと把握をしていかなければいけない、ということは思っております。そういう面で、先ほど申しましたけれども、各学校に対しては個々の生徒の状態を長期欠席不当対策スタンダードのなかにも入れておりますけれども、対象者リストとして把握して、それをアセスメントシートという非常に詳しいシートもあげておりますが、そういったものを絶えず確認しながら、そして 1 年だけで終わりじゃなくてそれを積み上げていながら、その中には専門家や保護者の意見も記入する欄もございますが、そういった幅広い視点で、必ずしも学校の対応だけが正しいとは限らないということはおっしゃる通りだと思いますので、色々な面から考えながら、もちろん子どもの意見も聞かなきゃいけない、で一番的確な要因把握に努めていかなければいけないと思っております、現在そのところはやっておりますので、これに重ねて調査をするというのは考えておりません。

須増議員

ありがとうございます。ちょっと一点要望なのですけれども（保健福祉部長に）、先ほどの生活困窮者支援法に基づく支援の関係で、岡山市の先ほど私申し上げました事例は全国的にも随分珍しい、やり方だそうで、先進地として、やはり貧困の連鎖を断ち切るためにも、家庭に入ってしっかり子どもに向き合う取り組み、ぜひ広げて頂きたい。言って頂いたのですけれども、よく学んで広げて頂きたいと改めて要望致します。

次に出席扱いについて、この ICT でタブレットが全子どもたちに支給されて、これから一気に進む予定なのですけれども、まだ、タブレット端末を家庭に持って帰ること自体がハードルがあって、そこがうまく進んでいない実態もあると思います。フィルタリングが万能ではないという問題や、色々な心配もあると思うのですけれども、岡山市がやっている NPO 法人がタブレット端末を無料で渡すというやり方は、教材アプリだけを入れて、あと相談員との連絡用のチャットラインみたいなやつを入れて渡していて、とても安全なものに仕上げているそうなんです。そういうことで、しっかり活用できるなと感じたのですけれども、そういう検討はいかがでしょうか。

教育長

再質問にお答えします。持ち帰りが進んでいない中で、先ほどの取り組み参考になるのではないかと考えておりますが、県教委と致しましては、現在の一人一台端末、小中学生を含めて基本的には持ち帰るべきであると考えておまして、現在各市町村教委に対して、その方向で色々な働きかけをおこなっているところでございます。そして、各学校にはいっております、小中学校に入っており

ますものも、色々な面で安全性というところについては、さきほどのフィルタリングなどの安全性につきましては、これは入っておりますので、お話のタブレットがどうかということはわかりませんが、おそらくそれに近いレベルの安全性はあるんだと思うのですね。あとは、ようは持ち帰りに対してしっかり判断ができていくかどうか、県内でもかなりの市町村で持ち帰りをやっておりますけれども、それをしっかりやってもらえるかどうかということかなあと考えております。そういうところの中で、不登校につきましてもこの ICT を活用したというのはひとつの方向性だと思っておりますので、ただ、ICT を使えば全部出席扱いというのではなく、さきほども申し上げたように、きちっと使えて学習に繋がっていることを確認したうえでですね、そういう取り扱いを進めていくべきだと思っておりますので、それはしっかり確認していきたいと思っております。以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

NPO との連携について、先ほどから長期欠席不登校対策スタンダード、私も読みまして、しっかり取り組んで頂いていると思っておりますけれども、この対応が学校内だけで、スクールカウンセラーも家庭訪問はできないようになっていたり、学校に来ていただく対応がやはり多いなと感じていて、やはりアウリーチしていかなければいけない部分たくさんあるなあと思っています。で、スタンダードの9ページを拡大コピーしたのですけれども、ここの本人を取り巻いて教職員とスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、専門家の関係機関ということなのですけれども、ここに連携を強めるという意識あるのですけれども、いま大きく広がっているフリースクールとか NPO 法人が色々やっている取り組みについては自覚されていなくてですね、実態は先ほど言ったように、NPO 法人にお願いをしているということもあるんですね。ここの認識をもう少し強化すべきじゃないかと私感じるのですけれども、いかがですか。

教育長

再質問にお答えします。NPO 等の認識が薄いのではないかとご指摘でございます。先ほどの図もお示しいただきありがとうございます。このなかの関係機関と言うのは当然例示としてあげておりまして、先ほどのようなフリースクール等まったく眼中にないかということではなく、当然そういうところも先ほど申し上げましたように、われわれとしまして、県教委としまして、色々な機会に意見交換の場を設けさせていただいたり、あるいは、ご協力頂いているという実態はございますので、それからアウトリーチといたしましては、先ほどカウンセラーは出られないというお話ありましたけれども、カウンセラーも出られるようにはしております。ただ、限られた時間数でありますので、学校の方もたくさん相談要望多い中で難しいのはそうでありますけれども、ただ必要性として、そういうような要望があれば出られるという対応をしておりますし、それから特にご家庭との連携に関しましては、SSW、スクールソーシャルワーカーの方が非常にその家庭に入って色々な相談に対応するというのをやっておりますので、いずれにしましても色々な方がかかわっておりますので、総がかりでやって不登校の子どもひとりでも少なくしていくということは、県教委としてやっていかなくてはならないと、強く思っているところでございます。以上でございます。

須増議員

スクールソーシャルワーカーもカウンセラーも本当に人数が足りないし、限られた時間内、単位も決

まっています、一人にかかる時間が本当に少ないんですね。そういう問題を NPO や民間団体が支えている、頼って連携がされているわけで、やっぱりそこを見る必要があるなと思います。

問題は、そういう NPO 法人の人たちは、学校から直接頼まれているにも関わらず、それに対して 1 円も経費が出ていないんです。そこに悩みがあるんだということをおっしゃっているんですね。その位置づけを高めて、やはりこの委託業務など何か、そのシステムの中に組み入れなかったら、いつかそのボランティアだけで支えるのは限界があるんじゃないかってことを提案しているのですけれどもいかがですか。

教育長

再質問にお答えします。お話の NPO 法人がどのような形でどのような対応っていうところを十分把握ができておりませんのでわかりませんが、いずれにしても、学校の生徒に対してご支援を頂いているという実態は事実だと思いますので、しっかりそういうところも把握しながら、学校の方もそれは当然知らないということはないと思いますので、そういったところも学校を通して、把握しながらどういったことができるのかということから研究して参りたいと思います。

須増議員

教育長、ぜひよろしくをお願いします。

4、ジェンダー平等について

ジェンダー問題について質問します。

①男女の賃金格差について

賃金の平等はジェンダー平等社会を築くうえで土台です。しかし日本では依然として、大きな男女の賃金格差が残されています。正社員でも、女性の賃金は男性の 7 割（厚生労働省 賃金構造基本統計調査）で、非正規を含む平均給与では、男性—532 万円、女性—293 万円（国税庁 民間給与実態統計調査）です。40 年勤続で計算すると、生涯賃金では 1 億円近い格差になります。格差是正のために、各企業に男女別平均賃金の公表と格差是正計画の策定を求めています。知事のお考えをお示してください。

②ケア労働への支援

保育や介護など女性が多く働くケア労働は、高度な専門性をもつ仕事でありながら、低賃金であるのが当たり前とされ、平均給与は全産業平均より月約 10 万円も低いという実態が長らく放置され人材確保の妨げにもなっています。国の経済政策で、介護・保育に月 9000 円、看護師 4000 円の賃上げ方針が発表されましたが、「あまりに不十分。定期昇給を含んだ数字なら、ゼロ回答と一緒だ」と批判が上がっています。ぜひ国に対し、ケア労働の賃上げについて抜本的な対応を求めるよう知事として要望をしてはとありますが、いかがでしょうか。

③LGBT への理解をすすめる職員研修「アライ研修」の実施を

11 月 28 日 LGBTQ+ の当事者や支援者が多様性の連帯を訴えるレインボーパレード「もたらう岡山虹の祭典 2021」が岡山県で開催され 300 人が参加し、「多様性を認め合う社会へ、まずは自分たちのことを知ってほしい」と訴えられました。また、総社市、岡山市に続き、今月から倉敷市でパートナーシップ宣誓制度が導入され、人口カバー率は 5 割を大きく超えています。

まだ、十分な理解で広がっているとは言えない状況もあります。まずは、県においても LGBTQ+ の

ことを理解するための職員研修をすすめ、県民の相談に対応できることが必要と考えます。アライとは、「仲間」を意味する英単語「Ally」を語源にもち、LGBTQ+への理解者・支援者を指します。県職員への「アライ研修」の実施について、県民生活部長のお考えをお示しください。

知事

お答えいたします。

ジェンダー平等についてのご質問であります。

まず、男女の賃金格差についてであります。法律により、一定規模の事業主には、賃金格差の主な原因とされる男女の平均勤続年数の差や管理職比率等の把握と、女性活躍推進に向けた数値目標を含む行動計画の策定・公表などが求められており、お話のような要請までは考えておりませんが、引き続き、誰もが働きやすい環境づくりを進めることで、賃金格差の解消につなげてまいりたいと存じます。

次に、ケア労働についてであります。保育、介護現場等における人材の確保は依然厳しい状況にあることから、保育士や介護職員などのさらなる処遇改善について、国へ要望してきたところであり、これまで一定の改善がなされてきたものと考えております。

今後も国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

県民生活部長

お答えいたします。

職員研修についてであります。これまで、ウィズセンターなどの相談機関の相談員をはじめ、県職員を対象とした研修において、多様な性に対する理解を深めるテーマを取り入れてきたほか、性的マイノリティの当事者による県民向けの講座なども、職員に周知しているところであります。

引き続き、性的マイノリティの方への正しい理解が進むよう、適切な研修実施に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。アライ研修については岡山市倉敷市はもうやっております、その研修を受けたらそのしるしのバッジをつけて、その当事者たちが来た時に気軽に相談できる対応をされているそうです。ぜひとも、県においてもそういう対応をお願いしたいと要望致します。